

申請手続きの概要（漁船以外の船舶）

免税の要件

※令和 7 年 4 月 1 日以降、いわゆるプレジャーボートについては免税の対象外となります。

＜対象となる方＞

・ 船舶の使用者

＜対象となる用途＞

船舶の動力源の用途

＜対象となる機械＞

・ 船舶法の規定による船舶
・ 浚渫船、海上自衛隊の艦船、クレーン船等

申請に必要な書類等

※令和 7 年 4 月 1 日以降も免税軽油を使用する漁船以外の船舶については必要書類が追加される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

1 免税軽油使用者証交付申請手続き

①	免税軽油使用者証交付申請書（省令様式第 16 号の 16 の 2 様式）
②	誓約書（省令様式第 16 号の 18 様式）
③	船舶検査手帳（原本）
④	船舶検査証書（原本）※船の所有者が申請者と異なる場合は、船の貸借申立書
⑤	手数料（750 円） 窓口で必要書類等を確認後、お支払い方法についてご案内いたします。

2 軽油引取税免税証交付申請手続き

（1）新規の場合

①	免税証交付申請書（省令様式第 16 号の 21 様式）
---	-----------------------------

※免税軽油を購入予定の「販売店名」・「住所」がわかるものを持参してください。

（2）再申請の場合

①	免税証交付申請書（省令様式第 16 号の 21 様式）
②	交付を受けた「免税軽油使用者証」

※再申請の場合は、下記 3・4 も提出してください。

3 免税軽油使用実績報告書（前回交付を受けた免税証の使用報告）

①	免税軽油の引取り等に係る報告書（省令様式第 16 号の 30 様式）
②	免税軽油受払簿（県取扱要領様式第 4 の 3 の 4 号）
③	販売店の領収書、納品書等（写し可。免税軽油購入分全ての領収書等が必要です。）

※毎月末日までに前月分の免税軽油の購入・使用実績を報告する必要があります。
ただし、免税証の年間の交付数量が 24 キロℓ（月間 2 キロℓ）未満の場合等は、
次回の免税証の交付日が報告書の提出期限となります。

4 免税軽油使用者証・免税証の返納手続き

①	免税軽油使用者証・免税証返納書（県規則様式第 4 の 2 の 6 号）
②	交付を受けた「軽油引取税免税証」【未使用の免税証がある場合】
③	交付を受けた「免税軽油使用者証」

※令和 7 年 4 月 1 日以降、免税軽油を使用する場合には「免税軽油の使用にあたっての重要事項確認書」の提出が必要です。なお、代理人が提出する場合は委任状が必要となります。